

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年
計画主体	彦 愛 甲 多 根 莊 良 賀 市 町 町 町

彦愛犬鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 彦根市産業部農林水産課
所 在 地 滋賀県彦根市元町4番2号
電 話 番 号 0749-30-6118
F A X 番 号 0749-24-9676
メ ー ル ア ド レ ス nourin@ma.city.hikone.shiga.jp

担 当 部 署 名 愛荘町農林振興課
所 在 地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地
電 話 番 号 0749-37-8051
F A X 番 号 0749-37-4444
メ ー ル ア ド レ ス norin@town.aisho.lg.jp

担 当 部 署 名 甲良町産業課
所 在 地 滋賀県犬上郡甲良町在士353番地1
電 話 番 号 0749-38-5069
F A X 番 号 0749-38-5122
メ ー ル ア ド レ ス sangyo@town.koura.lg.jp

担 当 部 署 名 多賀町産業環境課
所 在 地 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電 話 番 号 0749-48-8118
F A X 番 号 0749-48-0594
メ ー ル ア ド レ ス forest@town.taga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・カラス・ドバト・オオバン・アライグマ・ハクビシン(この計画ではカクイアライグマを含む)
計画期間	令和5年度 ~ 令和7年度
対象地域	彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

	鳥獣の種類	被害の現状		
		品目	被害数値	
			面積 : ha	金額 : 千円
湖東地域	合計		3.43	2,099
	ニホンザル	農業被害(水稲・小麦・大豆・果樹・野菜等)	0.87	494.00
	ニホンジカ	農業被害(水稲・小麦・大豆・果樹・野菜等) 林業被害(皮剥)	1.78	1037.00
	イノシシ	農業被害(水稲・小麦・大豆・ソバ・いも類等)	0.78	568.00
	アライグマ	農業被害(野菜・果樹等)	-	-
	ハクビシン	農業被害(野菜・果樹等)	-	-
	カラス・ドバト	農業被害(水稲・小麦・大豆・果樹・野菜等)	-	-
	オオバン	農業被害(水稲・麦類)	-	-
彦根市	ニホンザル	農業被害(水稲・果樹・野菜等)	0.06	43
	ニホンジカ	農業被害(水稲・野菜)	0.60	554
	イノシシ	農業被害(水稲・いも等)	0.27	250
	アライグマ	農業被害(野菜・果樹等)	-	-
	ハクビシン	農業被害(野菜・果樹等)	-	-
	カラス・ドバト	農業被害(水稲)	0.00	0
	オオバン	農業被害(水稲・麦類)	-	-

愛 莊 町	ニホンザル	農業被害（水稲・小麦・果樹・野菜等）	0.07	67
	ニホンジカ	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	0.12	117
	イノシシ	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	0.21	134
	アライグマ	農業被害（果樹・野菜等）	被害はあるが数量不明	
	カラス	農業被害（果樹・野菜等）	被害はあるが数量不明	
甲 良 町	ニホンザル	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	0.10	19
	ニホンジカ	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	0.80	191
	イノシシ	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	被害はあるが数量不明	
	アライグマ	農業被害（ - ）	被害はあるが数量不明	
	ハクビシン	農業被害（果樹・野菜）	被害はあるが数量不明	
	カラス	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	被害はあるが数量不明	
多 賀 町	ニホンザル	農業被害（水稲・小麦・果樹・野菜）	0.64	365
	ニホンジカ	農業被害（水稲・小麦・ソバ等） 林業被害（皮剥）	0.26	175
	イノシシ	農業被害（水稲・小麦・ソバ等）	0.30	184
	ハクビシン	農業被害（果樹・野菜）	被害はあるが数量不明	
	アライグマ	農業被害（果樹・野菜）	被害はあるが数量不明	
	カラス	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	被害はあるが数量不明	

(2)被害の傾向

①ニホンジカ

ニホンジカは、彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(以下「湖東地域」という。)内で以前から農林業への被害を発生させている。

主な被害は、水稻をはじめ、小麦、大豆、ソバまたは野菜等への食害や踏み荒らしなどの農業被害や人工林の皮剥ぎなどの林業被害がある。

一部の農業被害地域では自助努力および行政からの支援により捕獲、緩衝地帯の整備、恒久防護柵の設置など総合的な対策が行われており、平成21年をピークに被害が減少している。

また、林業被害地域では、スギ、ヒノキなどのテープ巻、防護柵の設置または捕獲などの対策を行っているが、被害を受ける範囲が広く、全箇所を日々管理することは不可能であるため、被害の発見が遅れ被害量が甚大となる場合もある。

このほか下層植生の衰退をはじめとする生態系被害や水源涵養機能の喪失など、林業被害とともに金額に表すことのできない被害が発生している。

②イノシシ

イノシシは、被害の大小はあるものの湖東地域の各地で農林業やその他の被害が発生している。

主な被害は、水稻、麦、大豆、ソバまたは野菜等が植えられた田畑の踏み荒らし、畦畔の掘り起こしなどの農業被害や、恒久防止柵の持ち上げ、噛み切りなどの破壊行為なども確認されている。しかし、防護柵の設置と捕獲により被害が低減している地域もある。ただ近年市街地にも出没することもあって家庭菜園への被害のほか、人身被害が特に憂慮される。ただし、近年においてはCSF(豚熱)ウイルスの影響により、個体数が激減しており、それに伴い被害金額も減少傾向である。

③ニホンザル

ニホンザルは、湖東地域の山間部で農林業や生活被害が集中していたが、近年では市街地でも出没し被害が発生している。

主な被害は、収穫期の水稲、麦、豆類およびソバなどの作物に対する食害等の農業被害である。また家庭菜園やカキ、ミカンなどの果実への食害も同様にあり、地域によっては収穫する作物がなくなってしまう場合もある。

このような被害のほか、民家の瓦や樋を壊すなどの生活被害も発生しており、人馴れがすすむと人身被害も憂慮される。

④アライグマ

湖東地域では外来獣であるアライグマに対する知識が総じて不足しており、農業者がアライグマによる被害と気づいてないケースも多々あると思われ、潜在的被害はかなり多いと思われる。

⑤ハクビシン

湖東地域では外来獣であるハクビシンに対する知識が総じて不足しており、農業者がハクビシンによる被害と気づいてないケースも多々あると思われ、潜在的被害はかなり多いと思われる。しかし、被害が拡大する前に駆逐し、被害を防止することが、最も有効な獣害対策であると考えられるため今後捕獲は必要であると考えられる。

⑥カラス

カラスについては当管内のいずれでも目撃されている。田畑で稲の直播き時や麦の播種期に多くみられることから潜在的な被害はかなり多いと思われる。

⑦オオバン

主に湖辺地域の用排水路に隣接する農用地で、春季には水稻の食害が発生し、冬季には麦の被害が発生している。現在のところ被害金額等は現れていないが、今後被害が顕在化する恐れがある。

(3)被害の軽減目標		面積：ha、金額：千円		
対象鳥獣	指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)	
湖東地域	ニホンザル	被害面積	0.87	0.51
		被害金額	494	345
	ニホンジカ	被害面積(農業)	1.78	1.19
		被害金額(農業)	1,037.0	727.1
		被害面積(林業)	-	-
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	0.78	0.59
		被害金額	568	417
	アライグマ ハクビシン	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	0.00	0.00
		被害金額	0	0
	オオバン	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
彦根市	ニホンザル	被害面積	0.06	0.04
		被害金額	43	27.95
	ニホンジカ	被害面積(農業)	0.60	0.39
		被害金額(農業)	554	360.10
	イノシシ	被害面積	0.27	0.18
		被害金額	250	162.50
	アライグマ ハクビシン	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	0.00	0.00
		被害金額	0	0
	オオバン	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
愛荘町	ニホンザル	被害面積	0.07	0.07
		被害金額	67	67
	ニホンジカ	被害面積(農業)	0.12	0.12
		被害金額(農業)	117	117
		被害面積(林業)	0.00	0.00
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	0.21	0.21
		被害金額	134	134
	アライグマ	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	-	-
被害金額		-	-	

甲良町	ニホンザル	被害面積	0.10	0.00
		被害金額	19	0
	ニホンジカ	被害面積(農業)	0.80	0.50
		被害金額(農業)	191	130
		被害面積(林業)	-	-
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	0.00	0.00
		被害金額	0	0
	アライグマ ハクビシン	被害面積	0.00	0.00
		被害金額	0	0
カラス	被害面積	0.00	0.00	
	被害金額	0.00	0	
多賀町	ニホンザル	被害面積	0.64	0.40
		被害金額	365	250
	ニホンジカ	被害面積(農業)	0.26	0.18
		被害金額(農業)	175	120
		被害面積(林業)	-	-
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	0.30	0.20
		被害金額	184	120
	アライグマ ハクビシン	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	-	-
		被害金額	-	-

※アライグマ:この計画ではカニクイアライグマを含む

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題	
彦根市	捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除事業の実施 (猟友会委託事業) ・捕獲檻の維持管理費に対する助成 ・捕獲檻の設置 	<p>地元猟友会に銃器駆除および檻による捕獲を委託しているが、捕獲頭数が増え、猟友会の出務回数が増加する一方で、会員の高齢化による担い手不足が顕在化しており、猟友会の負担が大きくなっている。</p> <p>また、高齢化や過疎化等により集落で檻を維持管理できなくなり、住民を主導してきた地域リーダーの引退に伴い、取組を縮小または断念する集落もあることから、地域一体で持続可能な獣害対策に取り組める担い手育成と体制づくりが課題となっている。</p>
	防護柵の設置等に関する取組	令和2年度から令和4年度にかけて、荒神山地域では、ワイヤーメッシュ柵を200m、鳥居本地域では、ワイヤーメッシュ柵を1,560m、二獣対応金属柵を446m設置するための資材支給を行った。	<p>集落の高齢化、過疎化、農業者の減少等により、施設を設置・管理する人員を十分に確保できない集落があり、非農業者も含めた集落全体での取り組みが必要となっている。</p> <p>また、経年劣化により不備が生じている既設防護柵も見受けられるため、日常的な維持管理や点検補修の方法を啓発し、地域主体の管理体制を構築する必要がある。</p>
	その他環境取組	<p>被害発生集落への野生鳥獣を追い払うためのロケット花火の支給に加え、鳥獣害に強い環境づくりのため、山と集落の間の緩衝帯整備を令和2年度に野田山町、令和4年度に鳥居本町東内町で実施した。</p> <p>また、獣害対策の研修会や支援教材の貸出し、集落環境点検などを通じて、効果的な対策方法の普及啓発に努めている。</p>	<p>野生鳥獣の追い払いについて、集落が地域主体で実施できるよう効果的な取組方法の普及啓発を進めていく必要がある。</p> <p>また、後継者不足による耕作放棄地の増加など地域特有の問題と合わせ、集落ぐるみで多角的な獣害対策に取り組める集落づくりが課題となっている。</p>
愛荘町	捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除事業の実施 (猟友会委託事業) ・狩猟免許講習の支援 ・捕獲檻の購入・設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理している捕獲檻の機能の低下が見受けられる。また、集落ぐるみでの追い払い等の対策が必要。研修等を通じて行政との協力体制を構築することが課題。 ・狩猟者の減少、高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許取得者の確保が必要である。
	防護柵設置等に関する取組	平成14年度から平成17年度にかけて、山間部を中心に約9.6kmの獣害防止電気柵を設置し、平成22年度においては、うち約1.2kmにおいて電気柵を補強、能力向上を図った。	<p>施設設置の老朽化が進み、日常的な維持管理ならびに修繕が以前よりも重要となってきている。</p> <p>そのため、集落での保守点検者の複数名の確保が必要になってきている。</p>
	その他環境取組	<p>ニホンザルは山間部を主に獣害被害があり、申請による花火の無料配布を行っている。</p> <p>その他の有害鳥獣のニホンジカ・イノシシ等は猟友会へ委託し、捕獲を実施した。その他、狩猟免許取得支援や捕獲檻の設置なども実施している。</p>	<p>有害鳥獣の個々での対応意識はあるが、集落または地域全体でのまとまった対応になっていない。</p> <p>また、一部にあきらめムードがあるので研修会等対策の啓発を行い地域(集落ぐるみ)の課題となるように努める。</p>

甲良町	捕獲等に関する取組	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシ ンについては滋賀県猟友会彦根支部へ委託をし、有害 鳥獣捕獲を実施した。その他、狩猟免許取得支援や捕 獲檻の設置なども実施している。 以上の対応によっても、なお群れの勢力が拡大し、加 害レベル判定が高くなった群れに対しては、個体数調整 の実施を検討する。	猟友会に委託をし駆除を実施してきたが、会 員の高齢化による担い手不足が懸念される。 捕獲檻(箱わな)についても、維持管理が困難 になりつつある。
	防護柵設置等に関する取組	平成22年度から23年度の2ケ年で、正楽寺・池寺地 先で約2.1kmの恒久柵を設置、また、平成30年度に は長寺西地先に0.3kmの垣久柵を設置した。 正楽寺・池寺・長寺地区においては、煙火の取扱研修 を行い、ニホンザルの追い払いを実施している。	防護柵の設置より10年以上経過しており、経年 劣化などから維持管理費が徐々に増加している。 大規模な修繕や改修の時期に差し掛かってきて いる。 また、農業の担い手不足により、恒久柵の維持 管理に割ける人員が減少していることも問題であ る。
	その他環境取組	野生鳥獣の追い払いを促進するため、ロケット花火や 爆竹の無料配布を実施している。また、広報物や研修、 集落環境点検などを通して、効果的な獣害対策方法の 普及啓発に努めている。	野生鳥獣の追い払いについては地域住民が主 体となり実施していく必要があるが、普及啓発が 不十分であることなどから当事者意識が低い場 合がある。 集落に内に大量に存在する放任果樹の除去や 緩衝帯の整備などが実施できていない点も今後 の課題である。
多賀町	捕獲等に関する取組	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシ ンについては滋賀県猟友会彦根支部へ委託をし、有害 鳥獣捕獲を実施した。その他、狩猟免許取得支援や捕 獲檻の設置なども実施している。 ジビエの利用促進のために、高取山ふれあい公園にて シカ肉の買取事業を実施し、資源としてのシカ肉の活用 が出来る様、シカ肉食文化の事業を推進してきた。 ニホンザルにおいては町内最大の群れに対し個体数 調整を実施し、個体数管理を行っている。	猟友会に委託をし駆除を実施してきたが、会 員の高齢化による担い手不足が懸念される。多賀 町の会員以外に彦根支部の会員にも有害捕獲の 許可を出すなどして捕獲に努めている。 ジビエの利用促進のため食肉加工施設を整備 したが、担い手不足や一部設備に法的に不適合 な部分も出てきておりうまく活用できていないこ とも課題である。
	防護柵設置等に関する取組	大規模な防護柵の新規設置は直近3ケ年では実施し ていない。既設防護柵の維持管理は受益団体(集落や 営農組合など)が行っており、かかる費用の一部を補助 金として助成している。 家庭菜園をはじめとする小規模農地の防護柵設置に 対しても助成を実施しており、令和2年～4年の直近3ケ 年に置いて66件の実績がある。	防護柵の設置より10年以上経過しており、経年 劣化などから維持管理費が徐々に増加している。 大規模な修繕や改修の時期に差し掛かってきて いる。 耕作放棄地の増加や農業の担い手不足によ り、恒久柵の維持管理に割ける人員が減少して いることも問題であり、管理が放棄された力所も 見受けられる。
	その他環境取組	野生鳥獣の追い払いを促進するため、ロケット花火や 爆竹の無料配布を実施している。また、広報物や研修、 集落環境点検などを通して、効果的な獣害対策方法の 普及啓発に努めている。	野生鳥獣の追い払いについては地域住民が主 体となり実施していく必要があるが、普及啓発が 不十分であることなどから当事者意識が低い場 合がある。 集楽に内に大量に存在する放任果樹の除去や 緩衝帯の整備などが実施できていない点も今後 の課題である。

(5) 今後の取組方針

	<p>①広域的取り組みの推進 湖東地域では被害状況にある程度の差はあるものの状況が似ていることから、各市町が協力し、情報の共有化のもと、今後も広域のかつ一体的に対象鳥獣に対する被害対策に取り組んでいくものとする。</p> <p>②総合的な野生鳥獣被害対策の推進 被害対策については、捕獲や防除のみといった単発的な対策ではなく、地域の状況や対象鳥獣にあわせて、防除対策、捕獲対策、生息環境対策を組み合わせた総合的な被害対策に取り組むこととし、それを、より効率的に進めるために地域住民が集落ぐるみで取り組む以下の対策を推進していく。</p> <p>各市町における鳥獣害の発生状況等を踏まえ、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ)に基づき被害の軽減に向け個体数調整や防除対策の実施等、下記の対策を実施する。</p> <p>■防除対策 恒久柵や電気柵の設置に当たっては、集落や営農組合等のまとまりでの取り組みを原則とする。また、他地区のモデルとなる重点集落等を設け、防除対策の普及を図る。 恒久柵の設置にあたっては、地域住民が対象鳥獣の生態や資材の性能や、設置以降必要となる維持管理作業を理解した上で設置ができるよう研修会等を開催し、確実に効果的、継続的な防除対策の普及を図る。</p> <p>■捕獲対策 現状では、生息数が適正数よりもかなり多いため、「有害捕獲」または「利用密度管理(捕獲)」および狩猟による捕獲を実施し、適正な生息数まで個体数の削減を図る。 捕獲は、各市町に設置している鳥獣被害対策実施隊と地元猟友会等との連携のもと実効ある捕獲を機動的に実施するものとする。 また、人員減や高齢化が課題となっているハンターの確保を図るため、講習会受講に対する支援等、ハンターや協力者の確保、技術・意識向上に努めるものとする。 さらに、広域的に移動する対象鳥獣に対してより効果的な捕獲を実施するため、地域で連携して行政界を越えた広域的な捕獲対策を行ううえでの課題について、検討を進めていく。</p> <p>■生息環境対策 野生獣が出没しにくい集落とするため、集落環境点検を積極的に推進し、集落の問題点を把握し、点検を基に「餌場価値」を下げるための放任果樹の処理やヒコバエの早期鋤込み、野菜収穫後の残渣や食品残渣の適正な処理、緩衝帯の整備等を行うことにより「野生獣にとって魅力のない集落づくり」を進めるとともに、併せてこれらを総合的、継続的に指導していく地域リーダーの育成を図っていく。</p>
彦根市	<p>■防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査 市内に生息するサル(メス)に発信機を取り付け、生息調査および行動調査を実施する。 上記の調査に基づき、サルの追い払い、被害量の削減に役立てる。 ・地域ぐるみで取り組みが実践できるようリーダー育成を目的とした研修会を実施する。 ・被害防止のための侵入防止柵の設置を推進していく。 <p>■捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する市町と協力し、広域的・効果的な捕獲が実施できるよう検討していく。 ・捕獲については、地元猟友会に業務を委託し実施する。ただし、猟友会だけに頼ることなく地元住民自らが被害防止対策に取り組める体制を近隣地区を含め整備する。 ・捕獲檻を設置し、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。 ・地域での捕獲力を高めるため、集落推薦の狩猟免許取得予定者の支援を実施する。 <p>■生息環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・餌場としての価値を下げるために、集落が実施する集落環境点検や追い払い等の自衛活動に対して、啓発、研修、支援を行う。 ・緩衝帯を整備し、野生獣の出現しにくい環境を整備する。

愛 荘 町	<p>■防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査 サル(メス)に発信機を取り付け、生息調査および行動調査を実施する。 上記の調査に基づき、サルの追い払い、被害量の削減に役立てる。 ・集落の自衛活動の推進を図り、研修会等を通じて全体の課題となるように努める。 ・自衛活動のための啓発活動(集落環境点検)や追い払い、追い上げを実施。 ・侵入防止柵の整備および機能強化を図り、被害の軽減を目指す。 <p>■捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲については、猟友会の協力のもと、安全で効果的な箱わなを設置し、あわせて銃器による捕獲を行う。 ・地域の捕獲力を高めるため、集落推薦の狩猟免許(わな)取得予定者の支援を実施する。 <p>■生息環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落環境点検を基に地域の問題点を明確化し、餌場価値の低減等「魅力のない集落づくり」を進める。
甲 良 町	<p>■防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査 サル(メス)に発信機を取り付け、生息調査および行動調査を実施する。 上記の調査に基づき、サルの追い払い、被害量の削減に役立てる。また、特に被害の大きいところについては個体数調整を実施を検討する。 ・集落ぐるみでの自衛活動の推進を図る。 ・緩衝帯の整備と併せて、防護柵の整備および機能強化により、被害の軽減を図る。 <p>■捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会に業務を委託し実施する。 ・猟友会だけに頼ることなく、地元住民自らが被害防止対策に取り組める体制を近隣地区を含め整備する。 <p>■生息環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣害柵の点検や維持管理(緩衝帯の整備)など集落による自営活動の推進を図り、追い払いや追い上げを地域と一体となって実施する。
多 賀 町	<p>■防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査 町内に生息するサル(メス)に発信機を取り付け生息調査及び行動調査を実施する。 上記の調査に基づき特に被害の大きいところについては個体数調整を実施する。 ・積極的な森林整備(間伐)とテープ巻きの推進を行う。 野生鳥獣にとっての森林生育環境価値を上げるよう森林整備(間伐)を積極的に実施していくため、林家への啓発活動を行っていく。また、林業被害に対しては、シカの皮剥ぎ防止のためのテープ巻きを行う。 <p>■捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ)に基づき、個体数調整及び有害捕獲を推進する。 ・捕獲については、滋賀県猟友会彦根支部に業務を委託し実施する。また、農家や集落をはじめとする被害者の要望に答える形で効果的な加害個体の捕獲を実施する。 ・集落推薦の狩猟免許(罟)取得予定者の研修及び受験料等の財政的支援を実施する。 <p>■生息環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落による自衛活動の推進を図る。 自衛活動のための集落環境点検や追い払い、追い上げ等を行うための啓発活動を実施する。 ・緩衝帯の整備を行う。 人と獣の生活圏を分けることができるよう緩衝帯の整備を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

湖東地域	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整や有害鳥獣捕獲については、基本的には各市町において、滋賀県猟友会彦根支部や同地区のハンターを中心とした捕獲体制を整備する。 ・各市町においては、当被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、各市町に設置した鳥獣被害対策実施隊の活動を活発化させ捕獲を行っていく。
彦根市	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部に委託し、捕獲を実施する。 ・鳥居本地域、荒神山周辺に捕獲檻を設置し、有害獣の捕獲を実施する。
愛荘町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会愛知支部愛荘猟友会に委託し捕獲を実施する。
甲良町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部に委託し捕獲を実施する。 ・正楽寺、池寺、長寺西地区に捕獲檻を設置し、有害獣の捕獲を実施する
多賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部に委託し捕獲を実施する。 ・獣害防止集落自衛対策事業(町単独)により自治会の獣害対策組織活動を支援する。また、自治会推薦の狩猟免許を取得しようとする者に対し、猟友会加入を条件に経費の一部に対し支援を行う。

(2) その他捕獲に対する取組

彦根市	令和5年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン カラス オオバン	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策研修会の開催 ・地元住民の狩猟免許取得の推進 ・捕獲機材等の購入
	令和6年度		
	令和7年度		
愛荘町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻を導入し、捕獲研修会を実施する。 ・地元住民のわな免許等取得の推進
	令和6年度		
	令和7年度		
甲良町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策研修会の開催 ・新規に狩猟免許を取得しようとする者の支援 ・捕獲機材等の購入 わなによる捕獲研修会
	令和6年度		
	令和7年度		
多賀町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会推薦の狩猟免許を取得しようとする者の経費に対して支援 ・捕獲機材の購入
	令和6年度		
	令和7年度		

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
彦根市	<p>■ニホンザル 令和2年度から令和3年度までの有害鳥獣捕獲により計28頭の捕獲を行ったが、依然として鳥居本、旭森地区の山間部を中心に農作物被害が多数報告されていることから、捕獲計画数を令和5年度は年間15頭、令和6年度以降は年間20頭に拡大する。なお、捕獲については、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、加害レベルの高い個体を特定して捕獲するよう努めることとする。</p> <p>■ニホンジカ 令和2年度から令和3年度までの個体数調整および有害鳥獣捕獲により計139頭の捕獲を行った。しかし、依然として農作物被害が報告されていることから、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、有害鳥獣捕獲を実施し、捕獲計画数を年間70頭とする。</p> <p>■イノシシ 令和2年度から令和3年度までの有害鳥獣捕獲により計132頭の捕獲を行った。これまでの捕獲により年々被害量は減少しているが、依然としてイノシシの目撃や農作物被害が報告されていることから、捕獲計画数を100頭とし、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、有害捕獲を実施する。</p> <p>■アライグマ・ハクビシン 生息数の把握が困難であるが、近年農作物被害に関する相談や報告が増加していることから、捕獲檻等による有害鳥獣捕獲等を継続し捕殺に努める。</p> <p>■カラス 令和2年度から令和4年度までの有害鳥獣捕獲により計301羽の捕獲を行っているが、依然として農作物被害が市内全域に見受けられるため、被害の実態に応じて銃器による捕獲を行う。</p> <p>■ドバト 被害の発生状況に応じて適宜銃器による捕獲を行う。</p> <p>■オオバン 近年飛来数の増加に伴い、農作物被害が深刻化しているため、発生状況に応じて適宜銃器による捕獲を行う。</p>
愛荘町	<p>■ニホンザル 滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)に基づき、総合的な対策を講じたうえでなお被害軽減が図れず、レベル調査で部分捕獲対象の群れになった場合については捕獲を実施する。その他の群れについては有害鳥獣捕獲において加害個体の除去を行っていく。</p> <p>■ニホンジカ 滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、個体数調整及び有害捕獲を実施する。</p> <p>■イノシシ 近年の防護柵導入によって全体の被害量は減少しているが、今まで被害のなかった場所で被害が発生している。今後は滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)に基づき、個体数調整及び有害捕獲を実施する。また、CSF(豚熱)の捕獲強化対象地域でもあるので、積極的に捕獲に努める。</p> <p>■カラス 現在は農作物被害が減少しているが、依然として町域全体に被害が発生しているため、引き続き有害鳥獣駆除を実施する。</p>
甲良町	<p>■ニホンザル 滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)に基づき、総合的な対策を講じたうえでなお被害軽減が図れない場合は、群れの部分捕獲を実施する。その他の群れについては有害鳥獣捕獲において加害個体の除去を行っていく。</p> <p>■ニホンジカ 近年の防護柵導入によって全体の被害量は減少しているが、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、個体数調整及び有害捕獲を実施する。</p> <p>■イノシシ 近年の防護柵導入によって全体の被害量は減少しているが、今後は滋賀県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)に基づき、個体数調整及び有害捕獲を実施する。</p> <p>■カラス 被害のある時期や田園地帯が概ね明確化しているので、地域から要望があれば引き続き必要に応じ有害鳥獣駆除を実施する。</p> <p>■アライグマ 具体的な被害報告はないものの、目撃情報があることから、今後生息数が増加しないよう防除を進め、生息域の拡大をふせぎ、最終的には完全排除を目指すものとする。</p>

■ニホンザル

滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)に基づき、獣害対策の普及啓発はじめ集落環境点検等、総合的な対策を講じたうえでなお被害軽減が図れない群れについては個体数調整を実施する。その他については有害鳥獣捕獲において加害個体の除去を行っていく。

■ニホンジカ

ニホンジカが生息しやすい森林整備(混交林の育成、間伐の実施等)の実施を働きかけながら、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、ニホンジカ広域一斉駆除事業(滋賀県事業)、湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用し捕獲を実施する。

■イノシシ

豚熱の流行によって個体数が激減したことから被害量は減少している。滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、有害捕獲を実施する。

■アライグマ・ハクビシン

両種とも町内全域に生息しており、農作物被害や生活環境被害を引き起こしている。外来種であることから可能な限り捕獲していく。

単位：頭、羽

	対象鳥獣	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
彦根市	ニホンザル	15	20	20
	ニホンジカ	70	70	70
	イノシシ	100	100	100
	アライグマ	5	5	5
	ハクビシン	5	5	5
	カラス	200	200	200
	オオバン	50	50	50
愛荘町	ニホンザル	10	10	10
	ニホンジカ	40	40	40
	イノシシ	30	30	30
	アライグマ	10	10	10
	カラス	30	30	30
甲良町	ニホンザル	50	5	5
	ニホンジカ	30	30	30
	イノシシ	5	5	5
	アライグマ	2	2	2
	ハクビシン	2	2	2
	カラス	5	5	5
多賀町	ニホンザル	150	150	150
	ニホンジカ	900	900	900
	イノシシ	20	30	40
	アライグマ	30	30	30
	ハクビシン	30	30	30
湖東地域計	ニホンザル	225	185	185
	ニホンジカ	1040	1040	1040
	イノシシ	155	165	175
	アライグマ	47	47	47
	ハクビシン	37	37	37
	カラス	205	205	205
	オオバン	50	50	50

捕獲等の取組内容	
彦根市	<p>年度当初、地域からの被害や捕獲要望を確認するとともに、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、銃器およびわなによる捕獲を滋賀県猟友会彦根支部へ委託し計画的に捕獲を実施する。</p> <p>また、カラス、ドバト、オオバンについては、有害鳥獣捕獲で対応する。</p> <p>なお、アライグマ、ハクビシンについては、生息数が増加しないよう小型捕獲器による防除を進める。</p>
愛荘町	<p>銃器による捕獲を滋賀県猟友会愛知支部愛荘猟友会と連携しながら、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ)に基づき、計画的に実施する。</p> <p>アライグマについては、愛荘町アライグマ防除実施計画に基づき生息数が増加しないように捕殺を進め、最終的には完全排除を目指す。また、ハクビシンについても町独自で捕獲を実施する。</p>
甲良町	<p>銃器及び捕獲檻による捕獲を滋賀県猟友会彦根支部甲良地区と連携しながら、滋賀県第二種特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル・ニホンシカ・イノシシ)に基づき計画的に実施する。</p> <p>カラスについては、有害鳥獣捕獲で対応する。</p> <p>アライグマについては、防除実施計画に基づき生息数が増加しないよう防除を進める。</p>
多賀町	<p>銃器及び捕獲檻による捕獲を滋賀県猟友会彦根支部と連携しながら、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル・ニホンシカ・イノシシ)に基づき計画的に実施する。</p> <p>アライグマ・ハクビシンについては生息数が増加しないよう防除を進め、最終的には完全排除を目指す。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
彦根市	ニホンザル	侵入防止柵 L=148m 侵入防止柵(2獣対応) L=36m	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
愛荘町	ニホンザル	電気柵の設置要望がないため、既設電気柵の維持管理に努める。	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
甲良町	ニホンザル	—	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
多賀町	ニホンザル	—	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討	集落からの要望により 侵入防止柵の設置を検討
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

	対象鳥獣	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
彦根市	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣を追い払うためのロケット花火を集落に支給している。 ・既設の侵入防止柵について、耐用年数を越え、経年劣化による補修が必要な箇所に資材を支給している。 ・集落単位で世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による生息環境管理および侵入防止対策を実施している。 (生息環境管理) 緩衝地帯の除草作業 (侵入防止対策) 侵入防止柵の点検・補修、周辺の除草作業および鳥類対策ネットの設置 		
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
愛荘町	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣を追い払うために動物駆逐用煙火(T-3)を集落に提供している。 ・既設の電気柵は集落が除草作業等適正管理に努めている。 		
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
甲良町	ニホンザル	—	—	—
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
多賀町	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵を管理している団体に対して、柵の延長距離に応じた金額を上限とし事業費の一部を助成する。 ・追い払いの促進のため、ロケット花火と爆竹を希望者に無料配布している。 ・集落単位で世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域直接支払制度による生息環境管理および侵入防止対策を実施している。 		
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

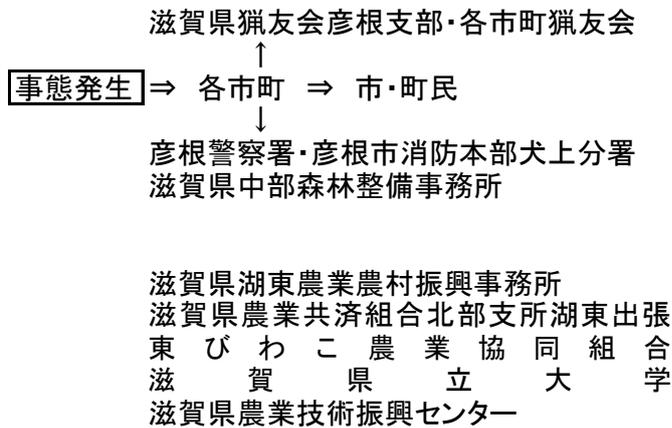
	年度	対象鳥獣	取り組み内容
彦根市	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ ハクビシン カラス オオバン	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内での獣害対策リーダーの養成 ・被害対象地域の住民への啓発、学習会 ・集落環境点検の実施 ・追い払い等の自衛活動の実施 ・地元住民の狩猟免許取得の推進 ・緩衝帯設置取り組み ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による侵入防止柵等の適切な点検・補修 ・サル・の餌が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。
	令和6年度		
	令和7年度		
愛荘町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対象地域の住民への啓発・学習会 ・集落点検の実施、追い払い等の自衛活動の実施 ・地元住民のわな免許の取得の推進 ・サル・の餌が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。 ・侵入防止柵周辺の除草作業等を集落にて適切に実施
	令和6年度		
	令和7年度		
甲良町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対象地域の住民への啓発・学習会 集落点検による被害状況の把握 追い払い等の自衛活動の実施 集落周辺の緩衝帯の管理および雑木の除去 ・狩猟免許取得支援 ・サル・の餌が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。
	令和6年度		
	令和7年度		
多賀町	令和5年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内における獣害対策組織の設置及び支援 獣害防止集落自衛対策事業(町単独補助事業)の実施 狩猟免許(罟)取得者(集落内で推薦された区民)支援 ・啓発活動の実施 シンポジウムの開催・研修会等への参加 集落環境点検の実施 ・緩衝帯設置取り組み 災害に強い森林づくり事業を活用して緩衝帯の整備を実施 ・生息調査 サル:メスに発信機設置し行動を把握し、対象地域へ流し被害の軽減、追い払いに役立てる ・放任果樹の除去に関する新たな補助金を創設し、被害の軽減をはかる。 ・集落単位で世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域直接支払制度による生息環境管理および侵入防止対策を実施している。 ・サル・の餌が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。
	令和6年度		
	令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

甲彦根市・愛荘町・多賀町	構成機関の名称	役割
	彦根市産業部農林水産課 愛荘町農林振興課 甲良町産業課 多賀町産業環境課 各被害防止対策協議会代表	湖東地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うための、広域活動組織の結成に向けた検討協議
	滋賀県農業共済組合北部支所湖東出張 東びわこ農業協同組合 滋賀県中部森林整備事務所 滋賀県湖東農業農村振興事務所	広域的な連携を通しての助言、情報提供
	彦根警察署 彦根市消防本部犬上分署	広報ならびに避難誘導等
	滋賀県猟友会彦根支部、愛知支部および 各市町猟友会	対象鳥獣の駆除
	滋賀県立大学環境科学部	対象鳥獣の生態等の学問的見地からの情報提供
	滋賀県農業技術振興センター	広域的な連携を通しての指導助言(オブザーバー)

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

彦根市	活用可能なものについては、捕獲した猟友会による自家消費処分。活用不可能なものについては、適切に埋設または焼却処分を行なう。
愛荘町	活用できるものについては、捕獲した猟友会等により有効利用を図る。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設または焼却処理を行なう。
甲良町	活用できるものについては、捕獲した猟友会等により有効利用を図る。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設または焼却処理を行なう。
多賀町	活用可能なものについては、捕獲した猟友会による自家消費処分。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設または焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	活用可能なものについては、捕獲した猟友会による自家消費処分。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設または焼却処理を行う。
ペットフード	利用なし。設備が整備できていないため、今後も利用の見込みなし。
皮革	利用なし。設備が整備できていないため、今後も利用の見込みなし。
の製品と研究等（動物園、学術等） （油脂、骨製品、その他）	ほとんど利用がないものの学術研究等に一部活用している。（博物館等へ標本として献体）

(2) 処理加工施設の取組

彦根市	整備なし
愛荘町	整備なし
甲良町	整備なし
多賀町	既存施設については実績があまり上がっていない。また、令和7年度に食肉処理業の許可が切れることから今後の処理施設の活用について検討している。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

彦根市	—
愛荘町	—
甲良町	—
多賀町	—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うべく、その仕組み作りを検討するとともに、その間、実践的活動組織として1市3町ごとに協議会を設け、被害対策の検討及び実践に取り組むものとする。

(1) 協議会に関する事項

甲彦根町・多賀町	広域被害防止対策検討会議の名称	湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議
	構成機関の名称	役割
	彦根市産業部農林水産課	湖東地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うための、広域活動組織の結成に向けた検討協議
	愛荘町農林振興課	
	甲良町産業課	
多賀町産業環境課		
各被害防止対策協議会代表		
彦根市	被害防止対策協議会の名称	彦根市獣害防止対策協議会
	構成機関の名称	役割
	彦根市産業部農林水産課	協議会の運営対策の計画及び実施
	彦根市農業委員会	農業者への普及啓発、連携・協力
	東びわこ農業協同組合	農業被害の情報収集、連携・協力
	滋賀県農業共済組合北部支所	農業被害の情報収集、連携・協力
	鳥居本森林生産組合	林業被害の情報収集、連携・協力
	滋賀県猟友会彦根支部	対象鳥獣の捕獲・駆除
鳥獣被害対象自治会	鳥獣害防止対策の実施、協力、情報提供	
滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	対象鳥獣の生態など専門的な情報提供	
愛荘町	被害防止対策協議会の名称	愛荘町鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役割
	愛荘町地元関係区	各集落における啓発
	滋賀県猟友会愛知支部愛荘猟友会	対象鳥獣の捕獲
	東びわこ農業協同組合	農業被害軽減への啓発・対策実施
	滋賀県農業共済組合北部支所湖東出張所	農業被害等の情報提供
	秦川山生産森林組合	組合員への啓発
	斧磨生産森林組合	組合員への啓発
愛荘町農林振興課	事業全体の統括	
甲良町	被害防止対策協議会の名称	甲良町鳥獣害被害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	甲良町産業課	協議会の運営対策の計画及び実施
	滋賀県猟友会彦根支部(甲良地区)	対象鳥獣の捕獲
	東びわこ農業協同組合	農業者への営農指導等
	滋賀県農業共済組合北部支所湖東出張所	農作物の被害補償
	鳥獣保護員	鳥獣保護での調整・情報提供
	甲良町農業委員会	農業者への普及啓発等
有害鳥獣被害地区代表者	被害駆除の実施 集落・農地周辺の管理の実施	
学識経験者	関係機関との調整	
多賀町	被害防止対策協議会の名称	多賀鳥獣害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	多賀町産業環境課	事業全体の統括
	多賀町区長連絡協議会(地元区長)	各集落における啓発
	滋賀県猟友会彦根支部	対象鳥獣の捕獲
	東びわこ農業協同組合	農業被害軽減への啓発・対策実施
	滋賀県農業共済組合北部支所湖東出張所	農業被害等の情報提供
	多賀町土地改良区	農家への啓発
林業振興連絡協議会	林家への啓発	
多賀町生涯学習課(博物館学芸員)	対象鳥獣の生態など専門的な情報提供	
鳥獣被害防止対策実施隊	自治会等が行う集落環境点検等の指導	

(2) 関係機関に関する事項

	関係機関の名称	役割
彦根市	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	対象鳥獣の生態など専門的な情報提供・地域啓発
	滋賀県農業技術振興センター	被害防止対策に関する技術指導、情報提供(オブザーバー)
愛荘町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	滋賀県立大学環境科学部	対象鳥獣の生態等の学問的見地からの情報提供
	滋賀県農業技術振興センター	広域的な連携を通しての指導助言(オブザーバー)
全市町	滋賀県農業共済組合北部支所湖東出張所 東びわこ農業協同組合 滋賀県中部森林整備事務所 滋賀県湖東地域農業農村振興事務所	広域的な連携を通じての指導・助言 オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

集落環境点検、獣害対策研修を実施隊による住民啓発を積極的に行う。また、捕獲においても地域猟友会及び住民と連携し捕獲を行い鳥獣害被害の低減に努める。

彦根市	平成23年度に設置した鳥獣被害対策実施隊では、猟友会と連携しての有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置指導、集落における防除対策に対する指導および助言、その他鳥獣被害防止対策を実施する。
愛荘町	平成23年度に鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止計画の実施に取り組むため、関係機関と連携し、対象鳥獣の捕獲は、業務を委託している猟友会と協力し適正に対応する。 また、電気柵の保守点検や修繕等の指導および助言、その他鳥獣被害防止対策に取り組む。
甲良町	平成23年度に設置した鳥獣被害対策実施隊では、猟友会と連携しての有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置・管理の指導、集落における防除対策に対する助言、その他鳥獣被害防止対策に取り組む。
多賀町	鳥獣被害対策実施隊により次のような事業を実施し鳥獣被害の低減に努める。 ・サルに発信機を取り付け生息調査を行う。 ・そのデータを各自治会へ提供し獣害対策として活用出来る様支援を行う。 ・設置した恒久柵のメンテナンス等最新の技術を自治会へ伝達し、活用への支援を行う。 ・獣害対策に関する最新の情報を自治会へ伝達し、活用への支援を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

彦根市	<ul style="list-style-type: none">・隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。・非農家の参加を促し、集落が一体となった集落ぐるみの取り組みを進める。・緩衝帯整備事業などの里山の整備事業と組み合わせた効果的な取り組みを進める。
愛荘町	隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。また、各集落においてサル等を追い払う自衛組織を立ち上げ、集落ぐるみで獣害に立ち向かう体制作りを進める。非農家についても参加を促し、集落が一体となった集落ぐるみの取り組みを進める
甲良町	<ul style="list-style-type: none">・隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。・農業者から非農家までの参加を促し、集落が一体となった集落ぐるみの取り組みを進める。
多賀町	各自治会毎に獣害対策担当部署の立ち上げを行い、集落環境点検、ロケット花火・エアガンによるサルの追い払い、設置した柵のメンテナンス等、集落ぐるみで獣害に立ち向かう体制作りを行っていく。 また、町においては各自治会において推薦された狩猟免許(罟)取得予定者について支援を行っていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する市町と連携し獣害被害の拡大を防止する。
※彦根市・愛荘町・甲良町と多賀町で防止計画を策定し獣害被害の拡大を防止する。